

京都市告示第 14 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域的な共同活動を円滑に行うための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

1 団体の名称

上川町内会

2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦と交流を図り、地域社会の発展と活性化を図ることを目的として、次の活動を行う。

- (1) 諸会議の開催に関する事（総会、常会、組長会、役員会、建設委員会等）
- (2) 所有する財産の維持管理及び運営に関する事
- (3) 行政機関等への要望に関する事
- (4) その他、会の目的達成に関する事（町内会活動、地域内除雪、熊野神社、自治会、上弓削財産区など）

3 区 域

京都市右京区京北上弓削町 百合の鼻、下石浦、上石浦、米津、森口、下市の台、上市の台、堂ヶ谷、櫻木、白ヶ谷、鶉子、千谷口、舟までの区域

4 主たる事務所

京都市右京区京北上弓削町下市ノ台 7 番地 1 上川集落センター

5 代表者の氏名及び住所

米津 歩

京都市右京区京北上弓削町白ヶ谷 10-1 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

令和 8 年 3 月 26 日

(文化市民局地域自治推進室)